

# 令和6年度 御代田町地域公共交通計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

本要領は、御代田町地域公共交通計画策定業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 計画策定の目的

御代田町では、これまで人口増加が続いてきているが、今後は少子高齢化や人口減少社会となり、新たなまちづくりが求められている。人口減少社会においても住民が安心して暮らしていけるよう、第5次御代田町長期振興計画や第2期総合戦略においては、「住民ニーズや社会情勢を的確に捉え、地域の実情に応じた、持続可能な公共交通システムのあり方を検討する」ことになっている。

以上を踏まえ、現状を適切に把握し、御代田町に最適な公共交通をデザインするため、御代田町地域公共交通計画（以下、地域公共交通計画）を策定するものである。

## 3. 業務概要

(1) 業務名 令和6年度 御代田町地域公共交通計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和6年度 御代田町地域公共交通計画策定業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書内で規定された業務の内容は、本業務の検討に必要なと思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

※本業務は2か年に渡り実施する。地域公共交通計画は、各種調査をもとに令和7年度に策定する。

(4) 提案上限額 6,226,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 選定方法 公募型プロポーザル方式

## 4. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項を全て満たすこと。

(1) 企画提案書等の受付期限までに「令和4・5年度御代田町競争入札参加資格者名簿（物品等）」に登録されていること。

(2) 御代田町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (8) 平成31・令和元年度から令和5年度の間、地方公共団体からの発注によって総合計画策定支援業務及び総合戦略策定支援、地域公共交通計画策定支援業務のいずれも受託し、完了した実績があること。

## 5. スケジュール

本プロポーザルの選定に関するスケジュールは、下表のとおりとする。

内 容	日 程
(1) 公告開始日	令和6年4月9日（火）
(2) 質問書の受付期間	令和6年4月9日（火）から 令和6年4月15日（月）まで
(3) 質問に対する回答期限	令和6年4月16日（火）
(4) 参加申込書の提出期限	令和6年4月17日（水）
(5) 企画提案書等の受付期限	令和6年4月30日（火）
(6) 一次審査（書類審査）	令和6年5月7日（火）
(7) 一次審査結果通知	令和6年5月9日（木）
(8) 二次審査 （プレゼンテーション審査）	令和6年5月16日（木）
(9) 二次審査結果通知	令和6年5月20日（月）
(10) 契約締結	令和6年5月下旬

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。

## 6. 公告

- (1) 公告開始日  
令和6年4月9日（火）
- (2) 公告方法  
町ホームページへの掲載  
URL <https://www.town.miyota.nagano.jp>

## 7. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

### (1) 受付期間

令和6年4月9日（火）から令和6年4月15日（月）午後5時まで

### (2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を記載し、「16. 書類提出及び連絡先」宛に電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「御代田町地域公共交通計画策定業務委託に関する質問（事業者名）」とし、本文中に担当者名及び連絡先等を明記すること。

※電子メール送信後、確認のため、併せて電話による連絡を行うこと。

### (3) 回答方法

提出された質問への回答は、質問者の名前を伏せた質問回答書を随時、町ホームページに掲載する。最終回答は、令和6年4月16日（火）までとする。

## 8. 参加申し込み

「4. 参加資格」を満たし、参加しようとする者は、下記の必要書類を提出すること。

### (1) 提出書類

書類名	様式	備考
① 参加申込書	様式2	
② 企画提案書	様式3	
③ 会社概要書	様式4	会社パンフレットも添付可
④ 業務実績書	様式5	平成31・令和元年度から令和5年度までの各計画の策定実績を記載すること
⑤ 業務体制調書	任意様式	
⑥ 担当者経歴書	様式6	管理責任者及び主担当者
⑦ 見積書	任意様式	令和6年度分の見積書 令和7年度分の見積書は参考とする

※指定様式は、町ホームページから取得すること。

#### 【注意事項】

企画提案書については1社1案とし、「11. 評価項目」の各項目について、具体的な提案内容を記載すること。なお、体裁は以下のとおりとする。

- ① A4版両面印刷とし、表紙を除いて10枚（20ページ）以内とする。
- ② 文字の大きさは10.5ポイント以上を目安に作成すること。
- ③ A3版の資料は、片面で印刷し、A4サイズにゼット折とする。

### (2) 提出部数

- ① 正本（上記①～⑦） 1部（社名等を表記すること。）
- ② 副本（上記②～⑦） 6部（社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること。）
- ③ CD-RまたはDVD-R 1枚（企画提案書のみ（社名等の表記なし））

(3) 提出期限

令和6年4月30日(火)午後5時まで(必着)

※「(1) 提出書類①参加申込書」については、令和6年4月17日(水)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法

「16. 書類提出及び連絡先」宛に、郵送又は持参により提出すること。

郵送する場合、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認のこと。

※「(1) 提出書類①参加申込書」については、電子メールも可とする。

## 9. 一次審査(書類審査)

(1) 審査の手順

全ての提出書類の内容について総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。企画提案者が4者以上となった場合は、得点の上位3者以内かつ最低基準点(満点の6割)以上の者が二次審査へ進むものとする。なお、参加する提案者が1者の場合でも一次審査を実施し、最低基準点を超えた場合は二次審査へ進むものとする。

(2) 審査結果

一次審査の結果は、全ての企画提案者へ令和6年5月9日(木)までに電子メールにて通知する。また、一次審査を通過した企画提案者には、併せて二次審査の開催通知を送付する。なお、選考結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

## 10. 二次審査(プレゼンテーション審査)

(1) 審査の手順

① 一次審査を通過した企画提案者は、プロポーザル審査委員会において、企画提案書等に記載された内容について、二次審査を行う。一次審査及び二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会により優先交渉権者を決定するものとする。

② 参加する企画提案者が1者の場合でも、最低基準点(一次審査及び二次審査の合計点が満点の6割)以上の場合は、優先交渉権者として選定する。

(2) 日時・会場

令和6年5月16日(木) 御代田町役場 大会議室 (午後予定)

※詳細な時間等は、一次審査を通過した企画提案者に一次審査の結果と併せて通知する。

(3) 実施時間

発表時間: 40分程度(プレゼンテーション25分以内、質疑応答15分程度)

※プレゼンテーションは提出された企画提案書の内容と同様のものとし非公開とする。

(4) 内容

企画提案書の説明

(5) その他

- ① 本業務を実際に担当する者がプレゼンテーションを行うこと。
- ② プレゼンテーションへの参加人数は3名までとする。
- ③ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
- ④ 電源、スクリーン及びプロジェクターは本町で準備するが、パソコン、ケーブル類、その他の必要な機器は企画提案者で準備すること。

#### (6) 審査結果

審査結果については、令和6年5月20日（月）に町ホームページにて公表する。

併せて二次審査（プレゼンテーション審査）に参加した全ての企画提案者に電子メールにより通知する。なお、審査結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

#### (7) 留意事項

- ① 優先交渉権者がいずれも何らかの事由により契約に至らない場合、総評価点の高い企画提案者の順により、契約に向けた協議を行う。
- ② 審査結果（参加者名、点数、順位）は公表する。ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者以外の参加者名は公表しない。
- ③ 審査結果に基づき、町から通知を受けた者は提案内容を反映した仕様書について協議し、契約を締結する。

### 11. 評価項目

評価項目は、別紙「御代田町地域公共交通計画策定業務委託 プロポーザル評価項目及び配点」のとおり。

### 12. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ただし、御代田町がやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りではない。

- (1) 「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) その他、著しく信義に反する行為があった場合

### 13. 辞退

参加申し込み後に本プロポーザルを辞退する場合には、速やかに辞退届（様式任意）を提出すること。町が辞退届を受理した時点で、参加資格を失うものとする。

辞退届の提出にあたっては、事前に「18. 書類提出及び連絡先」に電話にて連絡のうえ、持参又は郵送により提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

#### 14. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。

#### 15. その他

- (1) 本実施要領に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 本プロポーザルに関する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。
- (4) 提案された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類等に記載された個人情報は、本プロポーザル審査に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しない。
- (7) 提出書類等は、公開しない。ただし、本プロポーザル審査に係る情報公開請求があった場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類等を公開することができる。ただし、当該法人または本業務を含む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、除くものとする。

#### 16. 書類提出及び連絡先

御代田町地域公共交通活性化協議会

(御代田町役場 企画財政課 企画係 (役場2階13番窓口))

住 所 : 389-0292

長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6

電 話 : 0267-32-3112 (直通)

F A X : 0267-32-3929

E-mail : kikaku@town.miyota.nagano.jp